

2020年10月20日

No.20027
お客さま各位**国内貨物運送約款の改定について（2020年10月25日付）**

平素より JALCARGO をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

日本エアコミューター株式会社（以下、JAC）は、2020年10月25日より、日本航空株式会社（以下、JAL）、ならびに株式会社ジェイエア（以下、J-AIR）、株式会社北海道エアシステム（以下、HAC）との共同引受による運航を開始し、現行の便名「JC」を「JL」に変更します。伴い、JAL グループでは国内貨物運送約款の改定を国土交通省に申請、以下内容にて認可を受領いたしましたので変更点を含めご案内をいたします。

記

1. 適用開始日時 : 2020年10月25日（日）
2. JAL/J-AIR/HAC 3社の運送約款変更点 : 左記3社にJACの追加

第1条 約款の適用**現約款**

1. この運送約款は、会社の国際貨物運送約款が適用される場合を除き、国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。「会社」とは日本航空株式会社、株式会社ジェイエア及び株式会社北海道エアシステムをいいます。

新約款

1. この運送約款は、会社の国際貨物運送約款が適用される場合を除き、国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。「会社」とは日本航空株式会社、株式会社ジェイエア、株式会社北海道エアシステム及び日本エアコミューター株式会社をいいます。

附則 適用開始日の変更**現約款**

この運送約款は令和2年7月1日から適用します。

新約款

この運送約款は令和2年10月25日から適用します。

3. JTA/JAC 2社の運送約款変更点 : JTA 単体に変更

以下一文を削除し、会社の定義については、第1条にて明文化いたします。

現約款

この運送約款において

『会社』とは日本トランスオーシャン航空株式会社をいいます。日本エアコミューター株式会社による運送の場合は『会社』とは日本エアコミューター株式会社をいいます。』と読み替えるものとします。

新約款**削除**

第 1 条 約款の適用現約款

1. この運送約款は、会社の国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。

新約款

1. この運送約款は、会社の国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。「会社」とは日本トランスオーシャン航空株式会社をいいます。

第 18 条 貨物の価額制限現約款

会社は、1 口の貨物の申告価額が 10,000,000 円を超える場合には、荷送人と会社との間にあらかじめ特約がない限り、引き受けません。（但し、日本エアコミューター株式会社による運送の場合は、貨物室容積の合計が 14 立法メートル以下の機種にあっては 10,000,000 円を 5,000,000 円に読み替えます。）

新約款

会社は、1 口の貨物の申告価額が 10,000,000 円を超える場合には、荷送人と会社との間にあらかじめ特約がない限り、引き受けません。

第 19 条 1 航空機当りの価額制限現約款

会社が 1 航空機に搭載する貨物の申告価額の合計は 72,000,000 円を限度とし、これを超えるときは貨物を分割運送することがあります。（但し、日本エアコミューター株式会社による運送の場合は、貨物室容積の合計が 14 立法メートル以下の機種にあっては 72,000,000 円を 5,000,000 円に読み替えます。）

新約款

会社が 1 航空機に搭載する貨物の申告価額の合計は 72,000,000 円を限度とし、これを超えるときは貨物を分割運送することがあります。

附則 適用開始日の変更現約款

この運送約款は令和 2 年 7 月 1 日から適用します。

新約款

この運送約款は令和 2 年 10 月 25 日から適用します。

4. その他ご案内：

改定後の約款は、近日中に弊社ホームページに掲載いたしますので、詳細は以下 URL よりご確認ください。

(<https://www.jal.co.jp/jalcargo/dom/conditions/>)

以上